第 65 号

平成26年度徳島県用度事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県用度事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ179,889千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ835,214千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 用 度 事 業 収 入		千円 1, 015, 103	千円 △179, 889	千円 835, 214
	1 財 産 収 ス	200	△200	0
	2 繰 越 金	121, 702	≥ △207	121, 495
	3 諸 収 ス	893, 201	△179, 482	713, 719
歳	合 計	1, 015, 103	△179, 889	835, 214

歳	出
/1)/\	-

		款						項			補正前の額	補	正	額	計
1 用	度	事	業	費							千円 1,015,103		Δ	千円 >179, 889	千円 835, 214
					1	用	度	事	業	費	1, 015, 103		_	≥179, 889	835, 214
	歳		出	1 1		合		計			1, 015, 103		_	≥179, 889	835, 214

第 66 号 平成26年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ972千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226,634千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入				千円 227, 606	千円 △972	千円 226, 634
	1 繰	入	金	194, 455	2, 076	196, 531
	2 諸	収	入	33, 151	△3, 048	30, 103
歳	合	計		227, 606	△972	226, 634

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 227, 606	千円 △972	千円 226, 634
	1 早明浦ダム建設事業 市用水負担金	66, 450	△1,771	64, 679
	2 正 木 ダ ム 建 設 事 業 都 市 用 水 負 担 金	19, 187	2, 076	21, 263
	3 旧吉野川河口堰建設事業 都 市 用 水 負 担 金	141, 969	△1, 277	140, 692
歳 出	合 計	227, 606	△972	226, 634

第 67 号 平成26年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第 2 号)

平成26年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,210千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入				千円 248, 570	千円 △26, 210	千円 222, 360
	1 繰	越	金	141, 797	△30, 079	111, 718
	2 諸	収	入	106, 773	3, 869	110, 642
歳	合	計		248, 570	△26, 210	222, 360

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 248, 570	千円 △26, 210	千円 222, 360
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	248, 570	△26, 210	222, 360
歳出	合 計	248, 570	△26, 210	222, 360

第 68 号 平成26年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算(第3号)

平成26年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,105千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,455,367千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は,「第1表歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 123, 430, 262	千円 25, 105	千円 123, 455, 367
	1 使用料及び手数料	3, 322	△1,038	2, 284
	2 財 産 収 入	500	△370	130
	4 諸 収 入	61, 365, 340	26, 513	61, 391, 853
歳	合 計	123, 430, 262	25, 105	123, 455, 367

歳 出

款			項	補正前の額	補	正	額	計
1 中小企業・雇用	対策事業費			千円 123, 430, 262			千円 25, 105	千円 123, 455, 367
		1 中小企	業・雇用対策事業費	123, 430, 262			25, 105	123, 455, 367
歳	出	合	計	123, 430, 262			25, 105	123, 455, 367

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 中小企業・雇用対策事業費	1 中小企業・雇用対策事業費	企業立地促進事業費	千円 20,000

第 69 号 平成26年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265,829千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ787,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款			項		補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資	資金収入				千円 521, 315	千円 265, 829	千円 787, 144
		1 繰	越	金	144, 101	△110	143, 991
		2 諸	収	入	377, 214	265, 939	643, 153
歳	入	合	計		521, 315	265, 829	787, 144

款			項	補正前の額	補	正	額	計
1 中小企業近代化	資金貸付金			千円 521, 315			千円 265, 829	1 787, 1
		1 中小企	業近代化資金貸付金	521, 315			265, 829	787, 1
歳	出	合	計	521, 315			265, 829	787, 1

第 70 号

平成26年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,593千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款			項		補正前の額	補 正 額	計
1 徳島ビル管理	上事業収入				千円 132, 593	千円 △35, 000	千円 97, 593
		2 繰	越	金	115, 000	△35, 000	80, 000
歳	入	合	計		132, 593	△35, 000	97, 593

115	111
歳	出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 132, 593	千円 △35, 000	千円 97, 593
	1 徳島ビル管理事業費	132, 593	△35, 000	97, 593
歳出	合 計	132, 593	△35, 000	97, 593

第 71 号

平成26年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,705千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,742千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金収入				千円 27, 447	千円 △16, 705	千円 10,742
	2 繰	越	金	26, 059	△16, 137	9, 922
	3 諸	収	入	1,000	△568	432
歳	合	計		27, 447	△16, 705	10, 742

歳	出
际 处	Щ

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 農業改良資金貸付金		千円 27, 447	千円 △16, 705	千円 10,742	
	1 農業改良資金貸付金	27, 447	△16, 705	10, 742	
歳 出	合 計	27, 447	△16, 705	10, 742	

第 72 号

平成26年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97,068千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,490千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 林業改善資金収入				千円 102, 558	千円 △97, 068	千円 5, 490
	1 繰	入	金	2, 555	△2, 194	361
	2 繰	越	金	82, 479	△80, 352	2, 127
	3 諸	収	入	17, 524	△14, 522	3, 002
歳	合	計		102, 558	△97, 068	5, 490

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 102, 558	千円 △97, 068	千円 5, 490
	1 林業改善資金貸付金	102, 558	△97, 068	5, 490
歳出	合 計	102, 558	△97, 068	5, 490

第73号 平成26年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,807千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204,620千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 県有林県行造林事業収入				千円 191, 813	千円 12,807	千円 204, 620
	1 財	産収	入	79, 952	45, 359	125, 311
	2 繰	入	金	111, 641	△34, 584	77, 057
	3 繰	越	金	100	107	207
	4 諸	収	入	120	1, 925	2, 045
歳	合	計		191, 813	12, 807	204, 620

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 191, 813	千円 12,807	千円 204, 620
	1 県有林県行造林事業費	191, 813	12, 807	204, 620
歳出	合 計	191, 813	12, 807	204, 620

第 74 号 平成26年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70,658千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,504千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金収入				千円 81, 162	千円 △70, 658	千円 10,504
	1 繰	入	金	1, 160	△658	502
	2 繰	越	金	39, 390	△39, 390	0
	3 諸	収	入	40, 612	△30, 610	10, 002
歳	合	計		81, 162	△70, 658	10, 504

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 81, 162	千円 △70, 658	千円 10,504
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	81, 162	△70, 658	10, 504
歳出	合 計	81, 162	△70, 658	10, 504

第 75 号 平成26年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算(第 2 号)

平成26年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,428,413千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,355,584千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は,「第2表繰越明許費」による。 (地方債の補正)
- 第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款		項			補正前の額	補 正 額	計	
1 公用地公共用地取得事業収入					千円 3, 783, 997	千円 △1, 428, 413	子円 3 2, 355, 584	
	1 財	産	収	入	961, 416	△941, 413	20, 003	
	2 繰	· 人 金		720, 000	△487, 000	233, 000		
	3 繰	j	越	金	2, 281	56, 000	58, 281	
	5 県			債	2, 100, 000	△56, 000	2, 044, 000	

歳 入 合 計 3,783,997 △1,428,413 2,355,584

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 3, 783, 997	千円 △1, 428, 413	千円 2, 355, 584
	1 公用地公共用地取得事業費	3, 770, 584	△1, 420, 400	2, 350, 184
	2 土地開発基金積立金	13, 413	△8, 013	5, 400
歳 出	合 計	3, 783, 997	△1, 428, 413	2, 355, 584

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 719, 286

第3表 地方債補正

1 変 更

± 7	佳	σ	Ħ	ńh		限	馬	更	額	
此	貝	V)	Ħ	的	補	正	前	補	正	後
							千円			千円
公共用地取得事	業						2, 100, 000			2, 044, 000

第 76 号

平成26年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,543千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ696,111千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業収入		千円 703, 654	千円 △7,543	千円 696, 111
	1 分担金及び負担金	194, 326	△6, 701	187, 625
	3 繰 入 金	387, 994	△842	387, 152
歳 入	合 計	703, 654	△7, 543	696, 111

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		千円 703, 654	千円 △7,543	千円 696, 111
	1 旧吉野川流域下水道事業費	703, 654	△7, 543	696, 111
歳 出	合 計	703, 654	△7, 543	696, 111

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 旧吉野川流域下水道事業費	旧吉野川流域下水道建設事業費	千円 32, 100

第 77 号

平成26年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,783千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,578,667千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は,「第2表繰越明許費」による。 (地方債の補正)
- 第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計	
1 港湾等整備事業収入				千円 6, 626, 450	千円 △47, 783	千円 6, 578, 667	
	2 財	産収	入	251, 299	△197, 160	54, 139	
	4 諸	収	入	13, 591	1, 377	14, 968	
	5 県		債	4, 565, 000	148, 000	4, 713, 000	
歳	合	計		6, 626, 450	△47, 783	6, 578, 667	

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾等整備事業費		千円 6, 626, 450	千円 △47, 783	千円 6, 578, 667
	1 港湾等整備事業費	3, 273, 446	△38, 971	3, 234, 475
	3 空港周辺整備事業費	3, 198, 004	△8, 812	3, 189, 192
歳出	合 計	6, 626, 450	△47, 783	6, 578, 667

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金額
1 港湾等整備事業費	2 徳島小松島港沖洲(外)地区 整 備 事 業 費	臨海土地造成事業費	千円 21,000
	3 空港周辺整備事業費	空港周辺臨海土地造成事業費	61, 000

第3表 地方債補正

1 変 更

	 起		<i>Ø</i>)	H	ń/a		限	馬	更	額	
	PL	俱	V)	Н	的	補	正	前	補	正	後
空港周辺	」整備事		千円 2, 980, 000 3, 128, 00								
			計					4, 565, 000			4, 713, 000

第 78 号

平成26年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125,581千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,855千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款							項						補正前の額	補	正	額	計
	1	奨	学	金	収	入							千円 267, 436		۷	千円 △125, 581	千円 141, 855
							1	国	庫	支	出	金	35, 028			8, 431	43, 459
							3	繰		入		金	14, 833			△14, 833	0
							5	諸		収		入	183, 775		۷	△119, 179	64, 596
			歳		ブ			合		計			267, 436			△125, 581	141, 855

115	111
歳	出

款	項	補正前の額 補 正 額 計
1 獎 学 金 貸 付 金		千円 千円 千円 267, 436 △125, 581 141, 855
	1 奨 学 金 貸 付 金	267, 436 △125, 581 141, 855
歳出	合 計	267, 436 △125, 581 141, 855

第 79 号

平成26年度徳島県証紙収入特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,015,568千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

	款			項					補正前の額	補	正	額	計
1 証	紙	収	入						千円 2, 996, 000			千円 19,568	千円 3, 015, 568
				1	証	紙	収	入	2, 391, 119			△ 189, 952	2, 201, 167
				2	繰	į	过	金	604, 881			209, 520	814, 401
	歳		入		合		計		2, 996, 000			19, 568	3, 015, 568

歳	出
元 じ	- 77

款項						補正前の額	補	正	額	情					
	1 繰	出	金								千円 2, 996, 000			千円 19, 568	千円 3, 015, 568
				1	他	会	計	繰	出	金	2, 996, 000			19, 568	3, 015, 568
		歳	出		合			計			2, 996, 000			19, 568	3, 015, 568

第 80 号

平成26年度徳島県公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県公債管理特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,700,973千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107,280,027千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 管 理 収 入				千円 108, 981, 000	千円 △1,700,973	千円 107, 280, 027
	1 繰	入	金	78, 921, 000	△973	78, 920, 027
	2 県		債	30, 060, 000	△1, 700, 000	28, 360, 000
歳	合	計		108, 981, 000	△1, 700, 973	107, 280, 027

歳 出

	款			項		補正前の額	補	正	額	計
1 公	債	費				千円 108, 981, 000		△1,	千円 700, 973	千円 107, 280, 027
			1 公	債	費	108, 981, 000		△1,	700, 973	107, 280, 027
	歳	出	合	計		108, 981, 000		△1,	700, 973	107, 280, 027

第2表 地方債補正

1 変 更

	#2	佳	0	Ħ	ń⁄a		限	度	Ę	額	
		順	V)	Н	的	補	正	前	補	正	後
借換債	į							千円 30, 060, 000			千円 28, 360, 000

第 81 号

平成26年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算(第1号)

平成26年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ424,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,371,070千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

歳

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 給 与 振 替 収 入		千円 29, 946, 981	千円 424, 089	千円 30, 371, 070
	1 給 与 振 替 収 入	29, 946, 981	424, 089	30, 371, 070
歳	合 計	29, 946, 981	424, 089	30, 371, 070

歳	出

款				項		補正前の額		額	計
1 給	与	費				千円 29, 946, 981	42	千円 24, 089	千円 30, 371, 070
			1 給	与	費	29, 946, 981	42	24, 089	30, 371, 070
	歳	出	合	計		29, 946, 981	42	24, 089	30, 371, 070